

令和元年12月19日

能美市議会

議長 南山 修一 様

議会基本条例等検証特別委員会

委員長 田中 策次郎

能美市議会 議会基本条例等検証特別委員会行政視察報告書

令和元年10月15日から16日にわたり、会津若松市議会、柏崎市議会へ行政視察研修のため出張したので、その概要を報告します。

1 視察日 令和元年10月15日(火)～16日(水)

2 視察先 福島県会津若松市議会 (15日)  
新潟県柏崎市議会 (16日)

3 内容

について(会津若松市議会)

タブレット端末の導入について(柏崎市議会)

4 参加者

委員長：田中 策次郎

副委員長：山本 悟

委員：仙台 謙三、北村 周士、佐伯 富美子

随 行：議会事務局議事調査課 杉林 功邦

5 今回の視察のねらい

能美市議会では議会基本条例を定め、議会活動の活性化や市民への広報・広聴に力を入れてきている。

議案の審議に関しては、質疑、討論、採決といった一連の流れが、地方議会のほとんどで採用されているが、議員間討議については、導入していない議会も多い。会津若松市議会は早くからこれを取り入れ、活発な政策形成、議員による意見が交わされている。

また、柏崎市議会ではタブレット端末を導入し、ペーパーレス対応を進めており、その効果と取り組みに至った背景を視察することは、能美市議会にあっても大いに参考になるものと判断される。

両議会の視察を通じて、議会基本条例の内容を改めて検証するとともに、闊達な議会の

在り方を検討する材料としたい。

## 6 各自治体の取り組み

### ●福島県会津若松市

会津若松市議会は、いち早く議会基本条例の制定をおこなった地方議会のひとつであり、その改革の姿勢については書籍も発行する等、常に注目されている。その基本条例の根幹は3つあり、議会報告会、意見交換会などのタウンミーティングをおこなうこと、参考人招致などを行うこと、そして議員間討議を行うこと、この3要素なくしてはあり得ないという基本方針のもと定められている。

そして、その基本的な議会としての責任は「議決責任」という言葉に端的にあらわされているように、議決したからには市民にその内容を責任をもって伝えることに力点を置いている。

市民の議会への関心を高める手法のひとつとして、請願や陳情を積極的に行うことを求める工夫も行っており、それらは冊子にまとめられ配布されている。市民がいかに議会に直接的にかかわれるのかを明示したものである。そして、これらの取り扱いは各委員会で責任をもって行われ、現地視察のほか、政策討論会等を行い、具体的な施策として反映されていくことになる。

主軸のひとつである議員間討議については、通常行われている議案審査において、質疑→討論→採決という一連の流れの中に、議員間討議という過程を加えることで、議案について賛成か反対かというだけでなく、合意点を見出すことを目的としている。

具体的には、議案の内示→議案内容の事前調査と検討→課題・論点の洗い出し→議員間における論点の整理と確認→提出議案の内容説明（執行部）→質疑→議員間討議→討論→採決、という流れとなる。

議員間討議を踏まえることで、論点や争点を明らかにし、どこまでが合意でき、あるいはできないのか、修正案や付帯意見をつける必要があるのか、と議論を交わし、合意点を見出し、場合によっては、賛成・反対の採決へと向かうことになる。

議員間討議の最中は執行部は退席し、あくまでも質疑とは異なるものとして議員間でのみ議論を行うこととしている。これについては、委員会進行の口述書を参考資料として配布いただいた。今後、能美市議会でも検討するにあたり、大いに参考となるものである。

### ●新潟県柏崎市

柏崎市議会では、議会改革に関する特別委員会を設け、その部会として、企画部会のほか、第一から第三までの部会を設け、各種改革についての提案や報告を行っている。これらは、議会改革にあたって、全議員が参画し、同意した中で進めるという強い意思のもと進められていることである。改革の中で、通年議会や議員間討議、反問権、災害時対応、

広聴の取り組みなど様々なことが行われており、議会基本条例に基づく議会改革に積極的に取り組んでいる姿勢がうかがわれる。

その中で、効果的・効率的な議会運営や議員活動の充実、職員の負担軽減、ペーパーレスや通信費の削減といった議会費の削減などを目的としたタブレット端末の導入について、今回は視察項目とさせていただいた。

平成 28 年度より導入され、議会でもグループウェアを構築することで基本とされており、端末のリース費は政務活動費を充て、セキュリティ管理がしっかりしているという理由で、アイパッド端末を利用しているとのことであった。リース契約終了後の議員個人の契約は自由としており、通信費である月額 990 円は議員の個人負担としている。議会全体としては、グループウェア導入に際し必要となった初期費用などは議会費として計上され、それらは議会費としての予算総額などは度外視し、必要な経費として計上し、導入が決定されたということである。

導入した効果としては、コピー使用量が年額 10 万円程度削減されたほか、情報共有の迅速化、事務局職員の負担軽減、防災面での活用など、悪い点はないという。

ただし、目的はタブレット端末を導入することにあるのではなく、あくまでも、議会運営をスムーズにすること、「見える化」の推進にこそあるのであって、当然のことながら、タブレット導入はその手段に過ぎないということが重要ということであった。

導入に当たっては紙資料との併用期間を設けるなど段階的な運用はしており、また研修会の実施を通じて、現在では不慣れな議員はいないということである。また、執行部側は端末を導入しておらず、今後はそのあたりの調整も必要になるだろうということであった。

## 7 所感

両市議会の視察を通じ感じたことは、議員間討議もタブレット端末の使用も、議会活動の活性化、議員の資質向上に関わる一手段に過ぎないということである。討議の仕組みの導入の議論に時間を費やすのではなく、タブレット端末の導入にあたって検討をし続けるのではなく、あくまでも手段のひとつとして活用するものは活用し、取り入れていく姿勢、その積極性が両市議会から感ぜられた。

しかしながら、そこに至るまでには 10 年もの歳月を要している場合もあり、議会一丸となって取り組む姿勢が結実した結果である。能美市議会においても、基本条例の再検証を進める過程において、具体的な修正案の検討、補足、政策形成へ至るまでのサイクルの条文化、つまり制度設計なるものを確立していくべきである。

議員間討議については、市民のための議会という点を原点として、市民との懇談会や意見交換会、それに基づく検討が行われており、議員が「聞きっぱなし」になってしまわないようにされている。これらの実践に学ぶところは非常に大きい。

特に、「議会だけでまとまるのではなく、議会は市民と結びついて、市民意見を後ろ盾

にして、活動していくべき」との条文、また、「議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互の議論を尽くすよう努めるものとする」といった条文に、非常に重きを置いている。能美市議会においても、条文の見直しやその仕組み作りが望まれる。

タブレット端末の導入についても、当初導入したシステムを使いこなす工夫や努力を惜しんでいなかった。必要な資料の検索も容易であり、政務活動費での運用も検討すべきではないだろうか。能美市議会でも、その導入に関しての調査研究を考える時期に来ていると思われる。

特に、今回、両市議会で説明に当たってくださったのは、それぞれの改革を中心になって進めている（進めてきた）議長自身であり、議長の改革に対する思いがひしひしと伝わってくるものであった。会津若松市にあっては、「ぎょうせい」から改革に関する書籍も出版されているが、これの執筆も議長自らが大部分を手掛けていたとのことである。

また、どの議会でも言われることが「案ずるより産むがやすし」ということである。事前の検討では議論が空転することがほとんどだが、まずはやってみることで道が開けることが多い、という。能美市議会にあっても、前向きな検討を進める必要性を感じた。